

セメント固化灰の鉛基準値超過について

平成25年 8 月 6 日

平成25年 7 月 8 日に採取したセメント固化灰（重金属等が溶出しないようにセメントで固化したもの）の溶出試験において、「鉛又はその化合物」についての測定結果が0.41mg/lとなり、基準値の0.3mg/l以下を超過してしまいました。

この原因は、携帯電話又は家庭用小型電気製品等が焼却ごみとして搬入され、処理されたために、製品に付属する充電電池や回路基板等に含まれる鉛がばいじんに取り込まれた結果と史料されます。

この結果を受けて、神奈川県を始め、構成三市及び地元自治会等に基準値超過の報告並びに通知をいたしました。

今後の溶出防止対策としては、重金属固定剤混合高反応性消石灰の噴霧量を増量して対応をしたいと考えます。また、セメント固化灰は、埋立処分をすることなく全量資源化を平成22年度から行っていることから周辺環境への影響はないものと考えます。

今後の当組合の対策としては、構成三市に原因となる不燃物の混入防止をお願いすることが根本的な対策ではありますが、高コストとはなりますが、重金属固定剤混合高反応性消石灰による封じ込め強化という対策をとらざるを得ない現状です。

高座清掃施設組合では今後とも安全で適正な処理に努めてまいりますが、市民の方々にも環境保護の観点から適正なごみ排出にご協力くださいますようお願いいたします。